

意見書（案）第 17 号

政治分野の男女平等に向けて、法改正と法制定を求める意見書
上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 30 日

三鷹市議会議長 後 藤 貴 光 様

提出者 三鷹市議会議員 野 村 羊 子
賛成者 " 伊 沢 けい子

政治分野の男女平等に向けて、法改正と法制定を求める意見書

2015 年は、国連のメキシコ女性会議から 40 年、北京女性会議から 20 年であり、日本政府が「女性差別撤廃条約」を批准してから 30 年という年に当たる。

その記念すべき年に、「女性活躍推進法」が成立した。2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を 30%にするとの目標を掲げ、国・地方自治体・301 人以上の従業員のいる企業に行動計画の策定と公表を求めている。

しかし、同法案は女性の政治登用については触れていない。衆議院議員の女性はわずか 9.5%で、世界 190 カ国中 154 位である（列国議会同盟（I P U）、2015 年 8 月）。市町村議会の女性比率は 11.1%（内閣府 2012 年）、男性議員だけのいわゆる「女性ゼロ議会」は 2 割に上る。都道府県議会にも、女性は 1 割程度しかない。

女性の政治参画を高めるために、各国では、憲法で、法制度で、あるいは政党の自主制度による割り当てなどを実施している。少子・超高齢社会を乗り越えなければならない。これからの社会をつくるために、性差別の撤廃と男女平等の推進が不可欠である。そのために男女の均衡のとれた政治参画、政治分野における女性の確実な参画が必要である。

ことし 3 月、国連女性の地位委員会は「2030 年までに全ての分野で男女半々を目指す」と政治宣言を採択し、日本も同意した。今や、世界の潮流は男女半々の流れとなっている。

したがって、我が国でも女性の政治参画を高め、真の男女共同参画社会を実現するため、国会・地方議会の女性比率を目標の 30%に近づける実効性ある法制定と政策実施が必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記事項を強く要請する。

記

1 政治分野における男女共同参画の推進を実効あるものにするため、公職選挙法の一部改正並びに性別比例原則尊重の政治分野における男女共同参画推進法を法制定し、各政党に対しては、国及び地方自治体議会において、数値目標を定め、その数値目標を達成するための行動計画とスケジュールを公表するよう求めること。

2 衆議院比例代表選挙の名簿については、数値目標に沿った女性の政治参画を確実にする名簿を作成

すること。

3 政党綱領に、男女平等原則並びに党内のあらゆる決定の場における女性を少なくとも 30%とする条項を明記するよう、奨励すること。

4 国・地方議会を通じ、政治分野への男女共同参画推進のための環境整備（セクシュアル・ハラスメント防止の議会運営、出産・育児・介護等）を行うこと。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 30 日

三鷹市議会議長 後 藤 貴 光